

# 水俣市

## 公共施設等総合管理計画

熊本県 水俣市  
平成29年3月  
(令和8年4月改訂版)

# 目 次

## 第1章 市の概要

|         |   |
|---------|---|
| 1 位置・地勢 | 1 |
| 2 人口動向  | 2 |
| 3 財政状況  | 3 |

## 第2章 公共施設等総合管理計画の目的等

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 公共施設等総合管理計画の目的   | 6 |
| 2 公共施設等総合管理計画の位置付け | 7 |
| 3 計画期間             | 8 |
| 4 計画の進行管理、マネジメント   | 9 |
| 5 推進体制             | 9 |

## 第3章 公共施設等の現状と将来見通し

|               |    |
|---------------|----|
| 1 対象施設        | 10 |
| 2 施設の現状       | 11 |
| 3 将来の更新費用の見通し | 17 |

## 第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 公共施設における現状と課題  | 27 |
| 2 公共施設等の管理に関する目標 | 28 |
| 3 公共施設等の維持管理方針   | 29 |

## 第5章 施設類型ごとの基本方針

|           |    |
|-----------|----|
| 1 建築系公共施設 | 32 |
| 2 土木系公共施設 | 36 |
| 3 企業会計施設  | 38 |

# 第1章

## 市の概要

1 位置・地勢

水俣市は、熊本県の南端、鹿児島県の県境に位置し、北から北東にかけて葦北郡津奈木町、芦北町、球磨郡球磨村、南から南東にかけては鹿児島県出水市、伊佐市に接しており、西は八代海（不知火海）に面しています。

面積は 163.29 平方キロメートルで、東西に約 22 キロメートル、南北に約 14 キロメートルとなっています。

近傍都市への距離は、熊本市へ 90 キロメートル、鹿児島市へ 100 キロメートル、宮崎市へ 150 キロメートルですが、九州新幹線が開通し、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開設され、今後、産業や交流等の活性化に期待がもたれます。

【水俣市の位置】



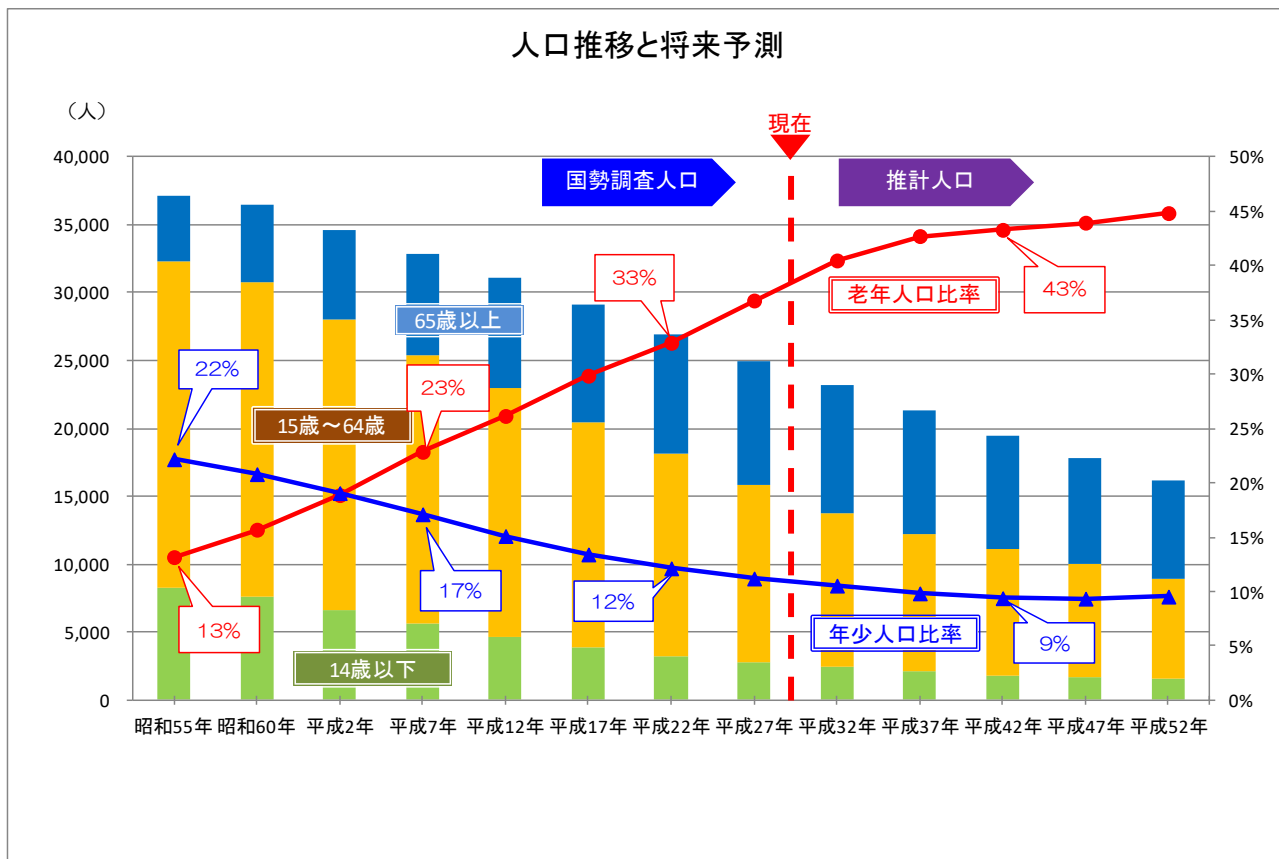
【水俣市全図】



2 人口動向

■ 本市の人口は、減少傾向にあり、令和22年（2040年）までの推計においても減少し続けることが予測されています。年齢区分ごとにみると、年少人口と生産年齢人口は、減少しています。老年人口は、しばらく増加傾向が続きますが、令和2年（2020年）をピークに、以降は減少に転じています。

（※平成31年以降は、令和元年、令和2年・・・に読み替える。）



(単位: 人)

| 年             | 0～14歳<br>(年少人口) | 年少人口率 | 15～64歳<br>(生産年齢人口) | 65歳以上<br>(老年人口) | 老年人口率 | 総人口    |
|---------------|-----------------|-------|--------------------|-----------------|-------|--------|
| 昭和55年   1980年 | 8,235           | 22%   | 24,025             | 4,890           | 13%   | 37,150 |
| 昭和60年   1985年 | 7,595           | 21%   | 23,196             | 5,729           | 16%   | 36,520 |
| 平成2年   1990年  | 6,592           | 19%   | 21,470             | 6,528           | 19%   | 34,594 |
| 平成7年   1995年  | 5,617           | 17%   | 19,720             | 7,505           | 23%   | 32,842 |
| 平成12年   2000年 | 4,704           | 15%   | 18,283             | 8,146           | 26%   | 31,147 |
| 平成17年   2005年 | 3,904           | 13%   | 16,513             | 8,694           | 30%   | 29,120 |
| 平成22年   2010年 | 3,272           | 12%   | 14,834             | 8,872           | 33%   | 26,978 |
| 平成27年   2015年 | 2,797           | 11%   | 12,995             | 9,187           | 37%   | 24,979 |
| 平成32年   2020年 | 2,439           | 11%   | 11,344             | 9,368           | 40%   | 23,151 |
| 平成37年   2025年 | 2,094           | 10%   | 10,116             | 9,102           | 43%   | 21,312 |
| 平成42年   2030年 | 1,832           | 9%    | 9,239              | 8,447           | 43%   | 19,518 |
| 平成47年   2035年 | 1,663           | 9%    | 8,314              | 7,820           | 44%   | 17,797 |
| 平成52年   2040年 | 1,538           | 10%   | 7,375              | 7,244           | 45%   | 16,157 |

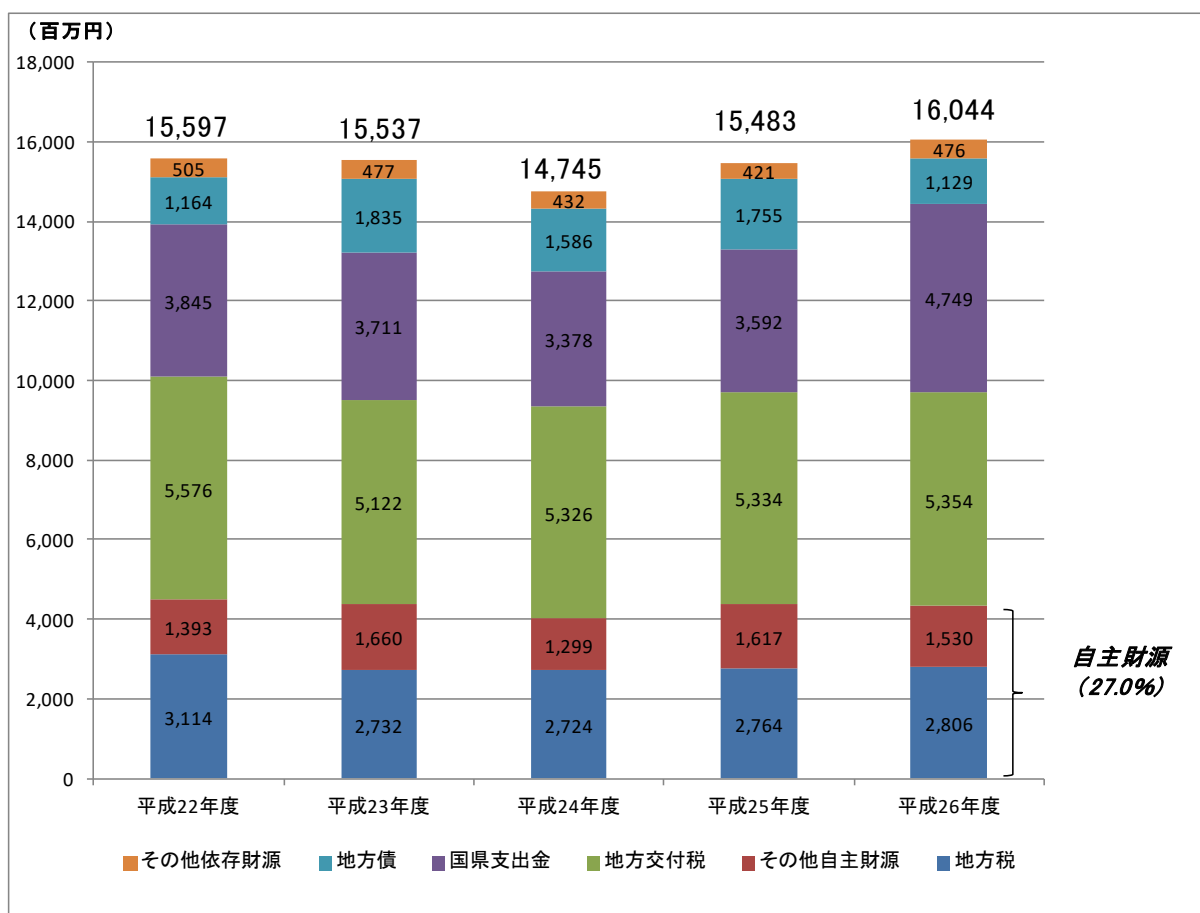
(資料: 国立社会保障・人口問題研究所)

3 財政状況

【歳入の推移】

- 過去5年における歳入の推移をみると、147億～160億円の間に推移しています。自主財源比率<sup>1</sup>は、平成26年度で、27.0%となっています。

歳入額の推移

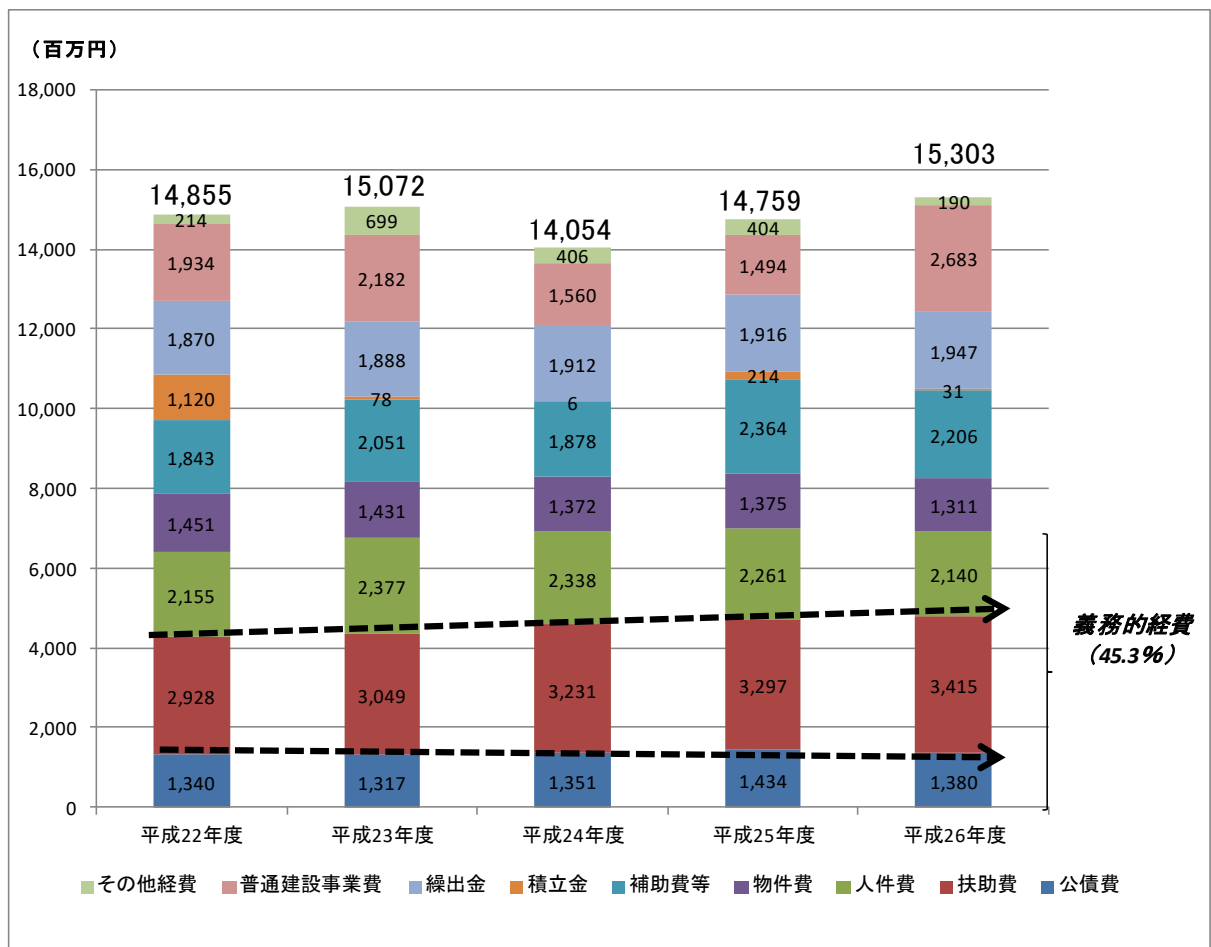


<sup>1</sup> 歳入に占める自主財源の割合。自主財源は、地方公共団体が自主的に調達できる財源で、地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金など。

【歳出の推移】

- 過去5年における歳出の推移をみると、140億～153億円の間で推移しています。義務的経費<sup>2</sup>は、平成26年度で、歳出額の45.3%を占めています。また、義務的経費のうち、扶助費が増加を続けています。

歳出額の推移

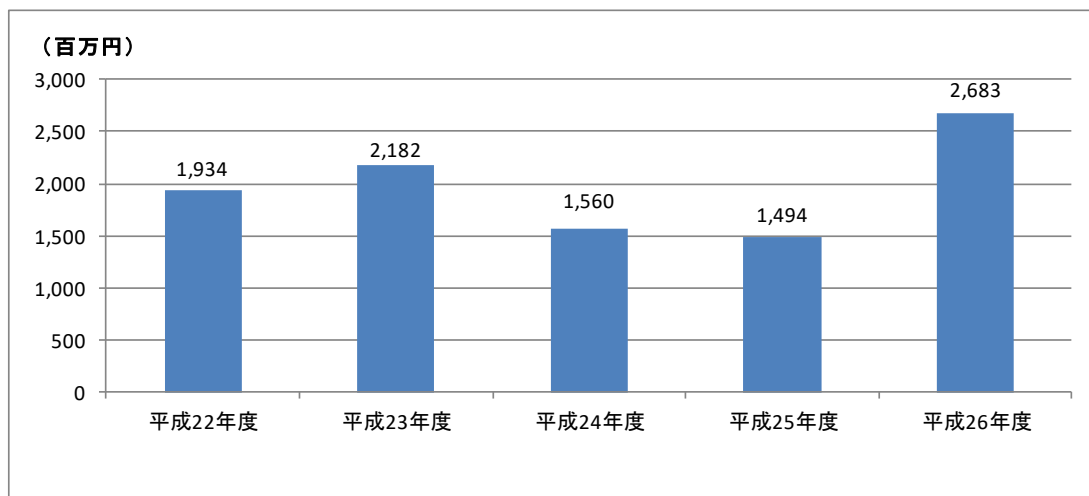


<sup>2</sup> 歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に削減できない経費。人件費・公債費・扶助費など。

【投資的経費の推移】

- 過去5年における普通建設事業費の推移をみると、普通建設事業費は、平成23年度から平成25年度までは減少し、平成26年度は増加しています。過去5カ年の平均は19.7億円となっています。

普通建設事業費の推移



## 第2章

# 公共施設等総合管理計画の目的等

1 公共施設等総合管理計画の目的

- 「公共施設等総合管理計画」は、総務省の「公共施設等の総合的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定要請（平成26年4月）に基づき作成するものであり、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的としています。
- 公共施設等総合管理計画の策定にあたってのポイントとして、以下の3点が示されています。
  - ①10年以上の長期にわたる計画とする
  - ②ハコモノに限らず、市が保有するすべての公共施設を対象とする
  - ③更新・統廃合・長寿命化など、公共施設の管理に関する基本的な考え方を記載する

【公共施設等総合管理計画の策定要請】（平成26年4月22日総務大臣通知）

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう国から要請されています。

**計画のポイント**

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載する。

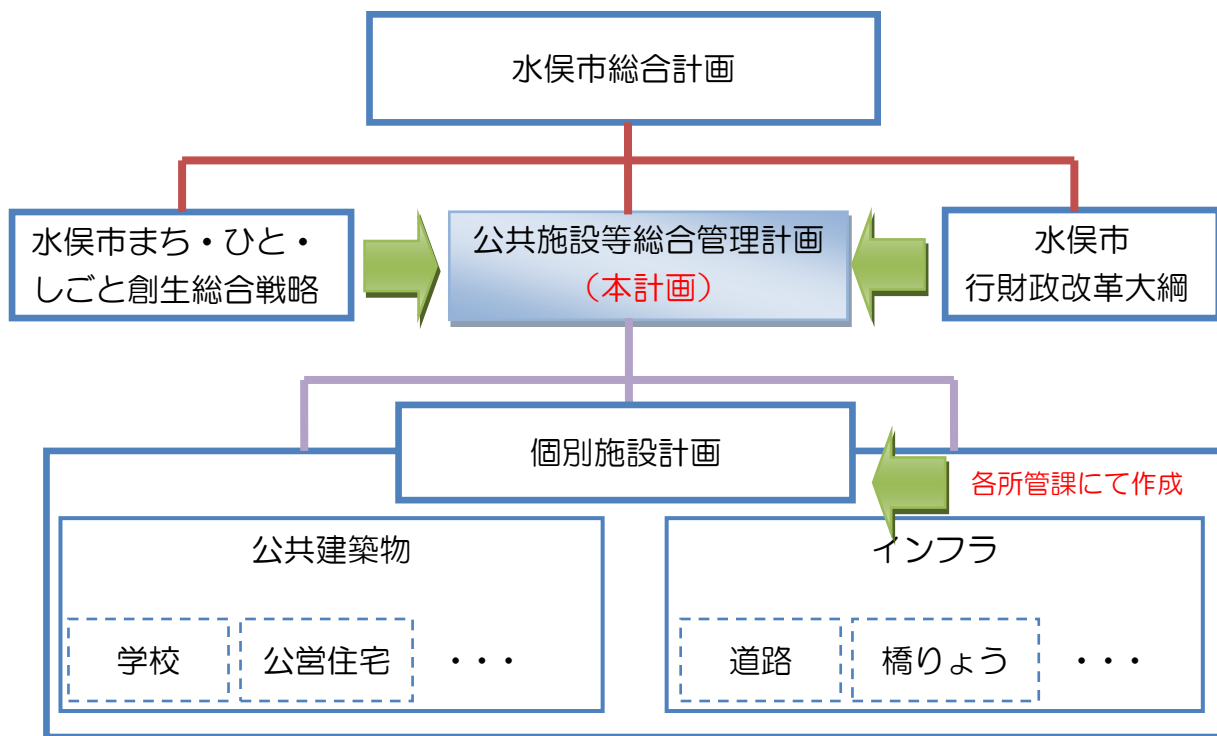
**計画の位置づけ**

```

graph TD
    A["インフラ長寿命化基本計画  
(基本計画)【国】"] -- "(行動計画)【国】" --> B["各省庁が策定"]
    A -- "(行動計画)【地方】" --> C["公共施設等総合管理計画"]
    B -.-> D["(個別施設計画)"]
    C -.-> E["(個別施設計画)"]
    D --- F["道路"]
    D --- G["河川"]
    D --- H["学校"]
    E --- I["道路"]
    E --- J["河川"]
    E --- K["学校"]
    
```

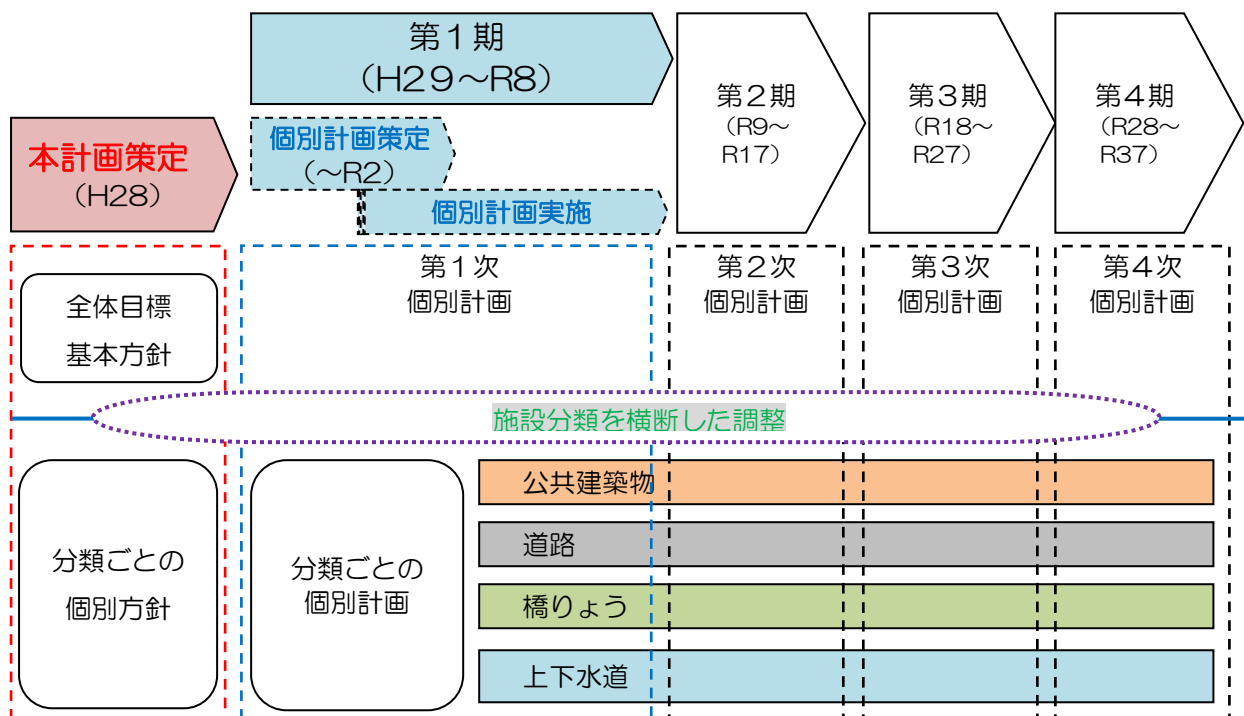
2 公共施設等総合管理計画の位置付け

- 本計画は、本市の最上位計画である「水俣市総合計画」を下支えする計画であり、「水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「水俣市行財政改革大綱」とも連携し、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。
- 公共建築物やインフラの個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。



3 計画期間

■ 本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間の将来推計に基づき策定しました。策定作業に充てた平成28年度を除いた、平成29年度から令和37年度までの39年間の計画期間とします。また、当初の平成29年度から令和8年度までの10年間の第1期<sup>3</sup>、令和9年度から令和17年度までの9年間の第2期として、以後10年ごとに第3期～第4期に分け、具体的な個別計画を策定します。



<sup>3</sup> 当初、平成29年度から令和7年度までの9年間の第1期の計画期間としていましたが、上位計画である「水俣市総合計画」と改定時期を合わせるため、第1期の計画期間を1年延長し令和8年度までとします。

#### 4 計画の進行管理、マネジメント

- 公共施設等総合管理計画及び個別計画のマネジメント担当部局を定め、担当部局において、計画の進行管理・マネジメントを行います。
- 計画については、5年後にローリング<sup>4</sup>するとともに、更新費用試算条件の変更となった場合に、適宜見直しを行います。また、公共施設等の状況を把握し、施設の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要と認められた場合には計画の見直しを行います。

#### 5 推進体制

- 施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント統括部局を設置し、全庁的な取組体制を構築します。
- 施設情報の一元管理においては、固定資産台帳管理システムを活用し、関係課等との共有化を図ります。
- 市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。作成した計画については、市民に公表し、意見を反映します。

---

<sup>4</sup> 長期計画と現実とのズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、定期的に行っていくこと。

## 第3章

# 公共施設等の現状と将来見通し

1 対象施設

- 本計画では市が所有するすべての施設を対象とし、建築系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設の3つに分類し整理します。さらに建築系公共施設は機能別に12に分類し、土木系公共施設は、道路（橋りょう含む）、企業会計施設は、上水道、下水道、医療施設に分類し整理します。

対象とする施設分類（機能別分類）

| 類型区分         | 大分類              | 中分類             | 主な施設  |
|--------------|------------------|-----------------|---|
| 建築系<br>公共施設※ | 学校教育系施設          | 学校施設            | 小学校・中学校   |
|              |                  | その他教育施設         | 学校給食センター  |
|              | 市民文化系施設          | 集会施設            | 公民館、東部センター、久木野ふるさとセンター等                             |
|              |                  | 文化施設            | 文化会館  |
|              | 社会教育系施設          | 図書館             | 市立図書館   |
|              |                  | 博物館等            | 水俣病資料館、蘇峰記念館  |
|              | スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設          | 体育館、グラウンド等  |
|              |                  | レクリエーション施設・観光施設 | Shop&Cafeミナマータ、みなまた木のおもちゃ館きらら、湯の鶴温泉保健センター、観光物産館鶴の屋等 |
|              | 産業系施設            | 産業系施設           | 水俣市企業支援センター   |
|              | 子育て支援施設          | 幼児・児童施設         | こどもセンター、学童クラブ等                                      |
|              | 保健・福祉施設          | 障害福祉施設          | 明水園   |
|              |                  | 保健施設            | 保健センター  |
|              |                  | その他社会福祉施設       | 厚生会館  |
|              | 行政系施設            | 庁舎等             | 市役所庁舎   |
|              |                  | その他行政系施設        | シルバー人材センター、ワークプラザ                                   |
| 公営住宅         | 公営住宅             | 市営住宅            |   |
| 公園           | 公園               | 都市公園、一般公園等      |   |
| 供給処理施設       | 供給処理施設           | 環境クリーンセンター      |   |
| その他          | その他              | 普通財産、駐車場、駐輪場等   |   |
| 土木系<br>公共施設  | 道路               | 道路              | 一級、二級、その他市道   |
|              |                  | 橋りょう            | PC橋・RC橋・鋼橋等   |
| 企業会計施設       | 上水道施設            | 上水道施設           | 管路、配水場、浄水場等   |
|              | 下水道施設            | 下水道施設           | 管路、ポンプ場、処理場等  |
|              | 医療施設             | 医療施設            | 総合医療センター、診療所  |

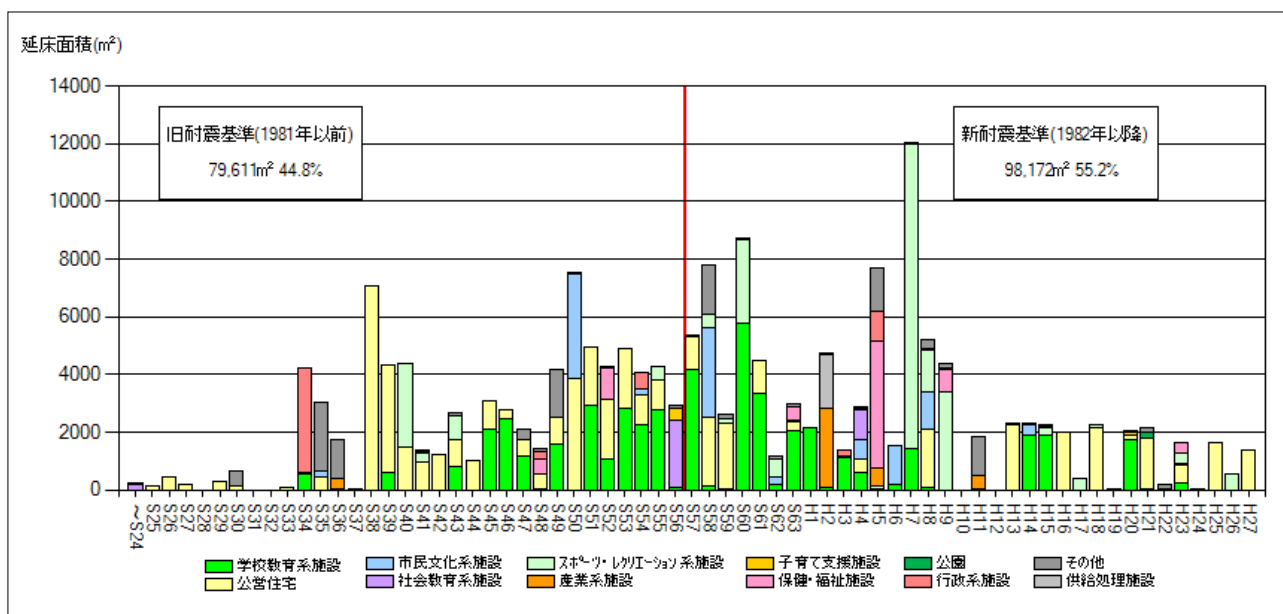
※建築系公共施設の分類は、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトにおける分類

2 施設の現状

(1) 建築系公共施設

- 建物系公共施設の建築年別の面積をみると、昭和34年度から整備面積が増え、平成27年度まで整備が続いていますが、特に、学校教育系施設と公営住宅の建設に合わせて整備面積が大きくなっていることが分かります。
- また、昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準で建築された施設は、全体の44.8%を占めています。

建物系公共施設 築年別整備状況



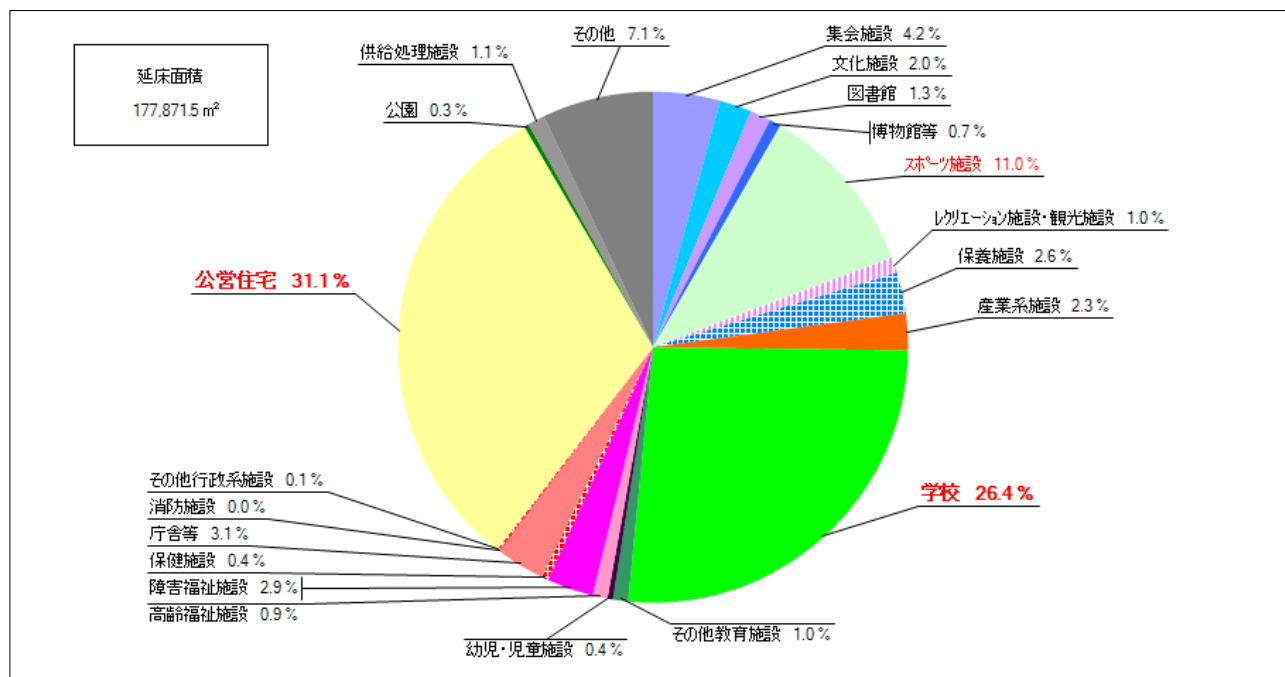
（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトより算定）

主要施設（学校、公営住宅以外）の建築年度

- 昭和34年度（1959年）：水俣市役所（行政系施設：旧庁舎）
- 昭和40年度（1965年）：水天荘（ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設）
- 昭和50年度（1975年）：文化会館（市民文化系施設）
- 昭和56年度（1981年）：市立図書館・公民館（社会教育系施設）
- 昭和58年度（1983年）：公民館 分館（市民文化系施設）
- 昭和60年度（1985年）：武道館（ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設）
- 平成 2年度（1990年）：清掃センター（供給処理施設）
- 平成 4年度（1992年）：水俣病資料館（社会教育系施設）
- 平成 5年度（1993年）：明水園（保健・福祉施設）
- 平成 7年度（1995年）：総合体育館（ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設）
- 令和 3年度（2021年）：水俣市役所（行政系施設：新庁舎）

- 建物系公共施設の施設分類ごとの床面積をみると、公営住宅が最も多く、全体の31.1%を占め、次いで学校施設、スポーツ施設の順に多くなっています。

建物系公共施設 建物面積の内訳



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトより算定)

(2) 土木系公共施設

①道路

施設の数量

■ 水俣市が管理する道路は、平成28年3月現在で約330km、約167万㎡となっています。

| 区分      | 実延長(m)  | 道路部面積(㎡)  |
|---------|---------|-----------|
| 道路      | 320,657 | 1,624,022 |
| 自転車歩行者道 | 9,257   | 43,949    |
| 合計      | 329,914 | 1,667,971 |

(市土木課)

②橋りょう

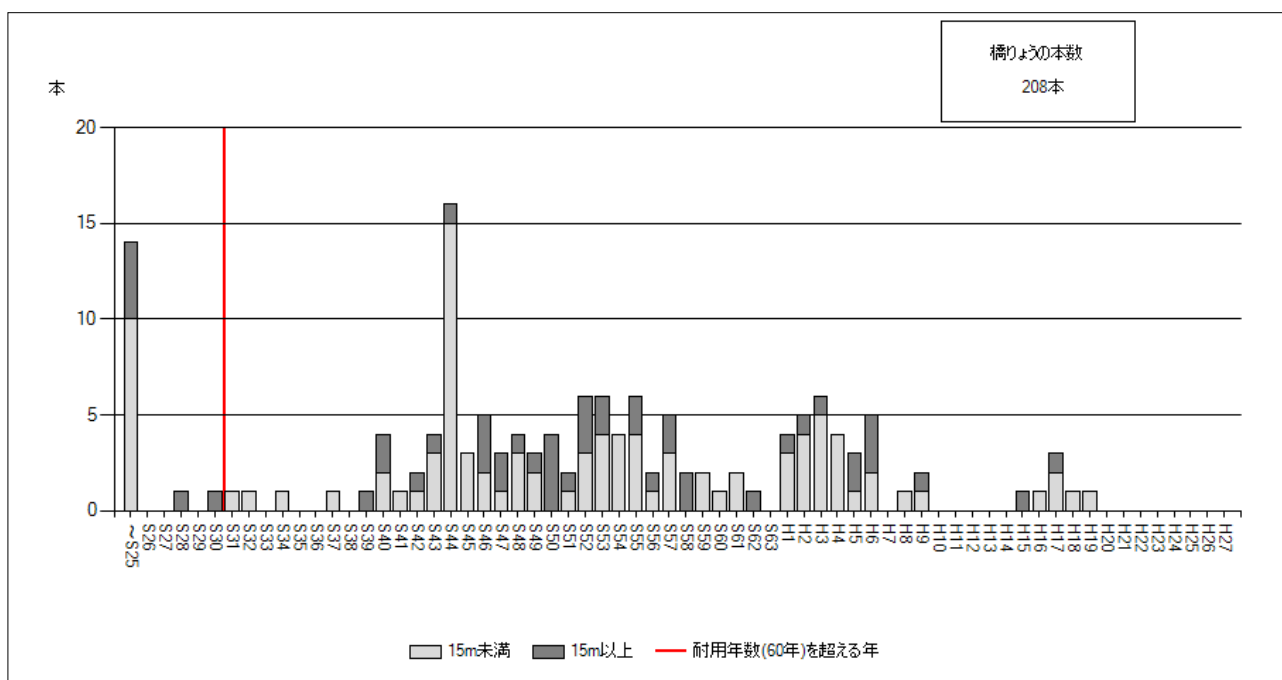
施設の数量

■ 水俣市が管理する橋りょうは、平成28年3月現在で208本、約1.3万㎡となっています。

| 区分   | 橋りょう数(本) | 道路部面積(㎡) |
|------|----------|----------|
| 橋りょう | 208      | 13,496   |

(市土木課)

年度別整備数



(3) 企業会計施設

①上水道

施設の数量

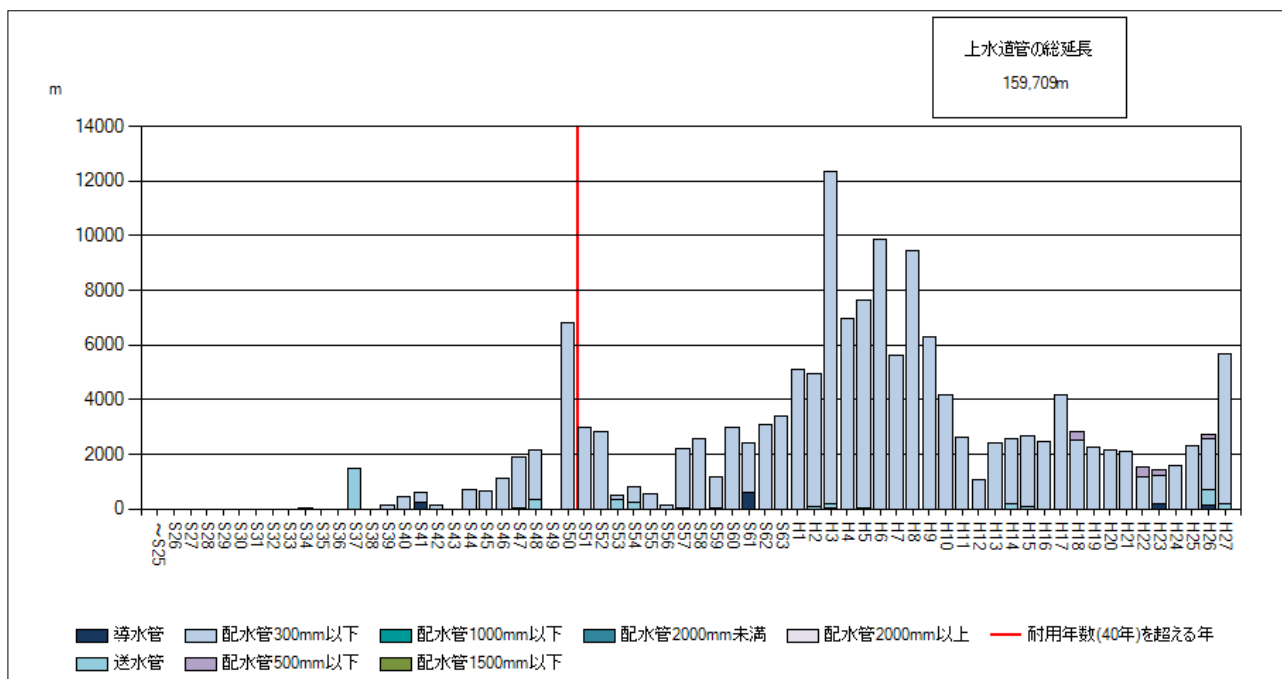
■ 水俣市が管理する上水道管は、平成28年3月現在で159,709mあります。

管種別 延長

| 区分  | 種別  | 総延長(m)  |
|-----|-----|---------|
| 上水道 | 導水管 | 1,273   |
|     | 送水管 | 3,759   |
|     | 配水管 | 154,677 |
| 合計  |     | 159,709 |

(水道局)

年度別整備数延長



②下水道

施設の数

- 下水道施設には、浄化センター、雨水ポンプ場、汚水中継ポンプ場と下水道管があります。下表は、下水道施設の施設名、施設床面積、建築年度などの施設概要をまとめたものです。

| 施設名        | 施設床面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度(年度) |
|------------|------------------------|----------|
| 水俣市浄化センター  | 3,951.17               | 1991     |
| 牧ノ内雨水ポンプ場  | 884.17                 | 1982     |
| 浜雨水ポンプ場    | 398.15                 | 1979     |
| 丸島雨水ポンプ場   | 693.76                 | 1996     |
| 百間雨水ポンプ場   | 1,578.23               | 2003     |
| 白浜雨水ポンプ場   | 453.29                 | 1980     |
| 百間汚水中継ポンプ場 | 239.38                 | 1992     |
| 白浜汚水中継ポンプ場 | 336.00                 | 1999     |

(市下水道課)

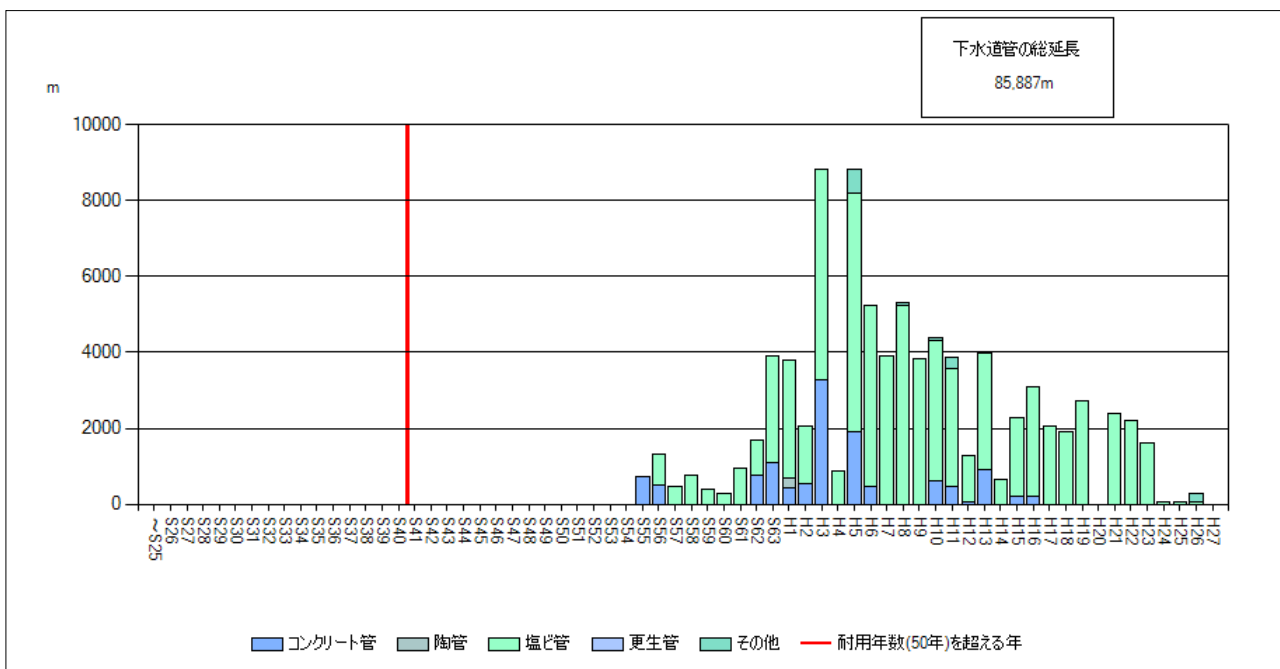
- 水俣市が管理する下水道汚水管は、平成28年3月現在で85,887mあります。

管種別 延長

| 区分  | 種別      | 総延長(m) |
|-----|---------|--------|
| 下水道 | コンクリート管 | 12,219 |
|     | 陶管      | 258    |
|     | 塩ビ管     | 72,169 |
|     | その他     | 1,241  |
| 合計  |         | 85,887 |

(市下水道課)

年度別整備数延長



③医療

施設の数

- 医療施設には、総合病院である国保水俣市立総合医療センター（以下「総合医療センター」と略す。）、同センター付属久木野診療所（以下「久木野診療所」と略す。）の医療機関及びこれに付属する保育所、立体駐車場、医師住宅等があります。下表は、主な施設名称、施設床面積、建築年度などの概要をまとめたものです。

| 施設名                  | 施設床面積                 | 建築年度    |
|----------------------|-----------------------|---------|
| 国保水俣市立総合医療センター 本館東館  | 14,613 m <sup>2</sup> | 1988 年度 |
| 国保水俣市立総合医療センター リハビリ館 | 4,537 m <sup>2</sup>  | 2005 年度 |
| 国保水俣市立総合医療センター 西館    | 9,086 m <sup>2</sup>  | 2013 年度 |
| 国保水俣市立総合医療センター 発電気棟  | 143 m <sup>2</sup>    | 2013 年度 |
| 国保水俣市立総合医療センター 立体駐車場 | 1,763 m <sup>2</sup>  | 2014 年度 |
| 汐見町医師住宅              | 1,076 m <sup>2</sup>  | 1994 年度 |
| 幸町医師住宅               | 646 m <sup>2</sup>    | 2009 年度 |
| 古賀町医師住宅              | 418 m <sup>2</sup>    | 2013 年度 |
| 洗切町医師住宅              | 1,355 m <sup>2</sup>  | 2008 年度 |
| 久木野診療所               | 215 m <sup>2</sup>    | 1974 年度 |

- 病院事業で運営する病床数は、平成31年3月現在で361床（一般357床、感染4床）あり、取り扱う診療科目（久木野診療所は診療内容）は、次のとおりです。
  - （総合医療センター）  
呼吸器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、消化器内科、放射線科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、麻酔科、代謝内科、歯科口腔外科
  - （久木野診療所）  
外科、内科、訪問看護

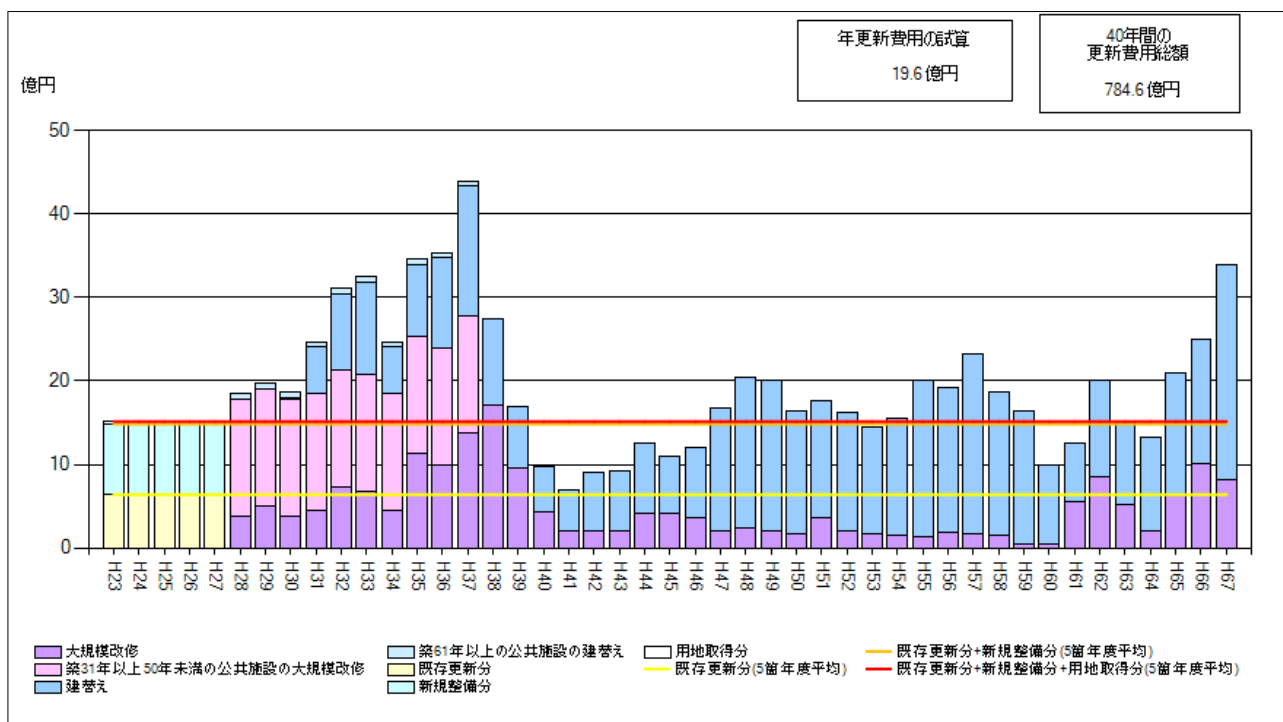
3 将来の更新費用の見通し

(1) 建築系公共施設の更新費用の試算結果

- 本市が所有する建築系公共施設を、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えた場合、今後40年間で785.0億円（年平均19.6億円）の更新費用がかかることが分かりました。また、直近5力年の公共施設への投資的経費の年平均は約15.2億円になるため、今後、約1.3倍の費用がかかることとなります。

建築系公共施設の更新費用

(※H31 以降は、R1、R2・・・に読み替える。)



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

建築系公共施設の直近5力年の投資的経費

(単位：千円)

| 年度               | 既存更新分   | 新規整備分   | 用地取得分  | 合計        |
|------------------|---------|---------|--------|-----------|
| 平成 23 年度(2011 年) | -       | -       | -      | -         |
| 平成 24 年度(2012 年) | -       | -       | -      | -         |
| 平成 25 年度(2013 年) | -       | -       | -      | -         |
| 平成 26 年度(2014 年) | -       | -       | -      | -         |
| 平成 27 年度(2015 年) | -       | -       | -      | -         |
| 合計               | -       | -       | -      | -         |
| 平均               | 639,504 | 846,242 | 30,727 | 1,516,473 |

## 公共施設等更新費用試算ソフトの更新費用シミュレーション条件（建築系公共施設）

- 更新費用の推計額  
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
- 計算方法  
耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。  
延べ床面積×更新単価
- 更新単価  
すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
- 大規模改修単価  
建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数  
標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。  
日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
- 大規模改修  
建設後30年で行うものとする。
- 地域格差  
地域差は考慮しないものとする。
- 経過年数が31年以上50年までのもの  
今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- 経過年数が51年以上のもの  
建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。
- 耐用年数が超過しているもの  
今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
- 建替え期間  
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。
- 修繕期間  
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価（建築系公共施設）

| 施設用途             | 大規模改修   | 建替え     |
|------------------|---------|---------|
| 市民文化系施設          | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 社会教育系施設          | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 産業系施設            | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 学校教育系施設          | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 子育て支援施設          | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 保健・福祉施設          | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 医療施設             | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 行政系施設            | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 公営住宅             | 17 万円/㎡ | 28 万円/㎡ |
| 公園               | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 供給処理施設           | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| その他              | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |

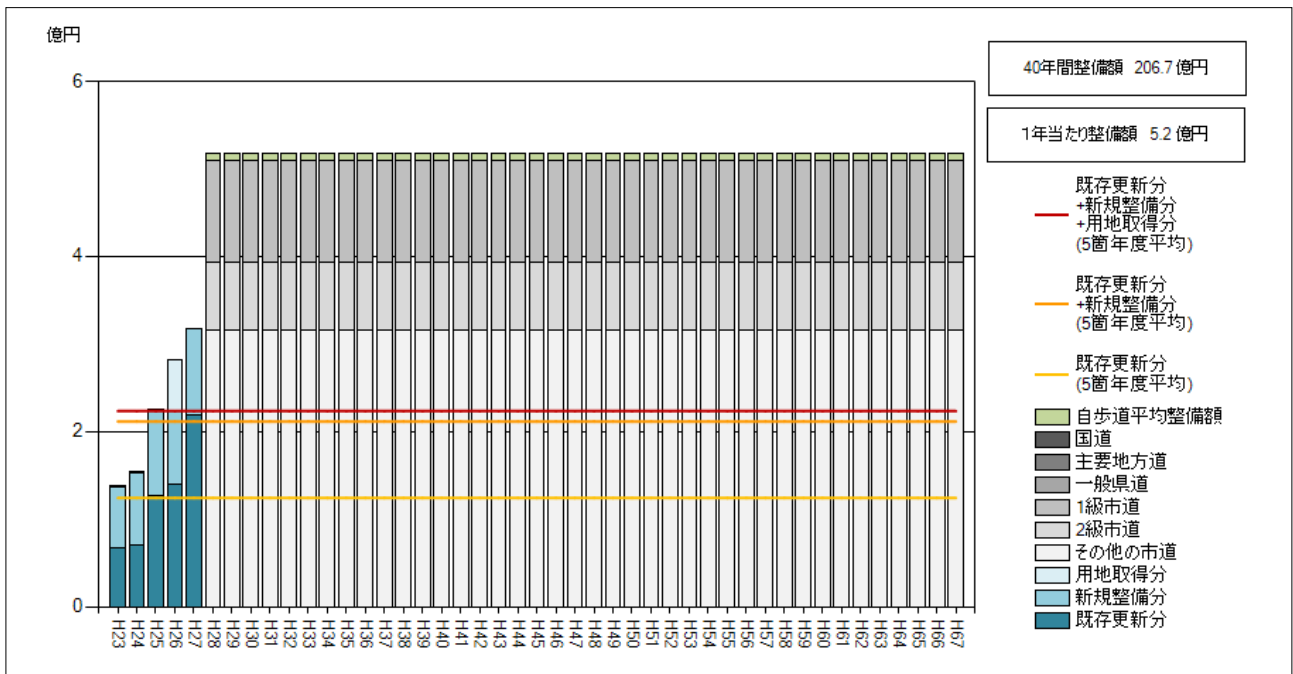
(2) 土木系公共施設の更新費用の試算結果

1. 道路

■ 道路の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で206.7億円（年平均5.2億円）かかることが分かりました。直近5カ年の道路にかかる投資的経費をみると、年平均で約2.2億円であるため、今後、約2.4倍の費用がかかることになります。

道路の更新費用

(※H31以降は、R1、R2・・・に読み替える。)



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

道路の直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

円)

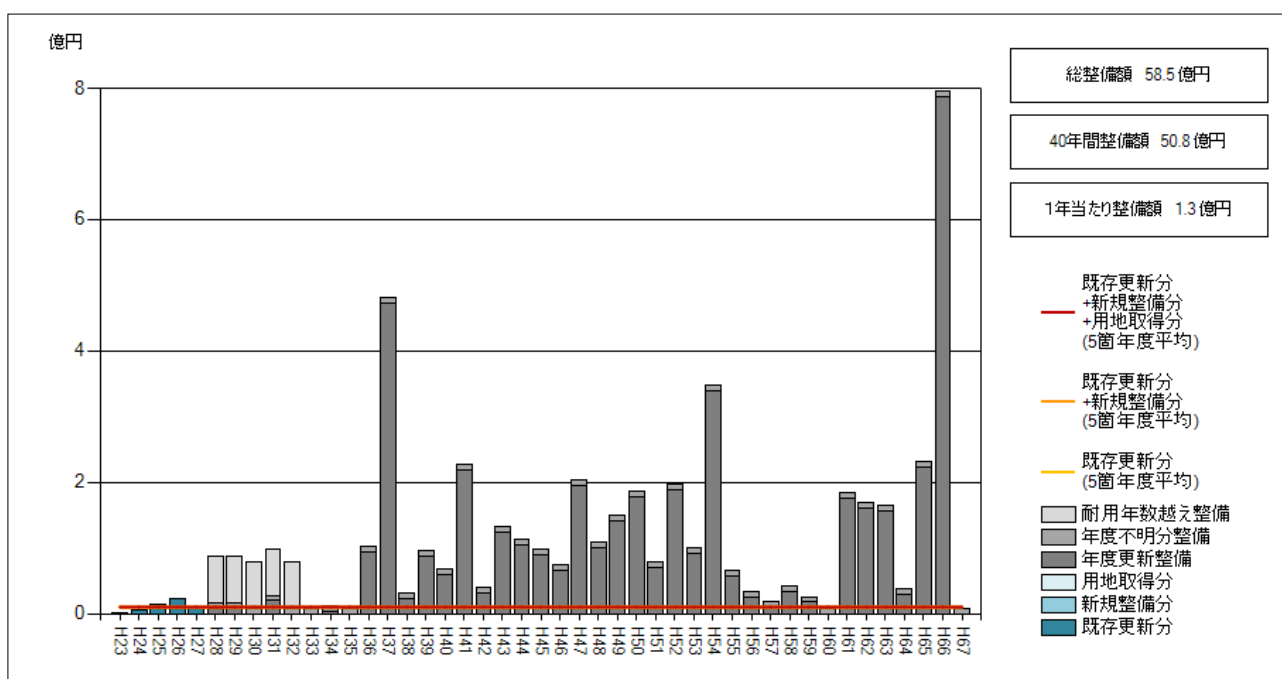
| 年度               | 既存更新分     | 新規整備分    | 用地取得分    | 合計        |
|------------------|-----------|----------|----------|-----------|
| 平成 23 年度(2011 年) | 66,457    | 71,005   | 116      | 137,578   |
| 平成 24 年度(2012 年) | 69,733    | 84,883   | 183      | 154,799   |
| 平成 25 年度(2013 年) | 126,820   | 97,835   | 1,114    | 225,769   |
| 平成 26 年度(2014 年) | 139,191   | 85,099   | 57,473   | 281,763   |
| 平成 27 年度(2015 年) | 218,528   | 98,148   | 0        | 316,676   |
| 合計               | 620,729   | 436,970  | 58,886   | 1,116,585 |
| 平均               | 124,145.8 | 87,394.0 | 11,777.2 | 223,317.0 |

2. 橋りょう

■ 橋りょうの将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で50.8億円（年平均1.3億円）かかることが分かりました。直近5カ年の橋りょうにかかる投資的経費をみると年平均で約0.1億円であるため、今後、約1.3倍の費用がかかることになります。

橋りょうの更新費用

(※H31以降は、R1、R2・・・に読み替える。)



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

橋りょうの直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

| 年度               | 既存更新分    | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計       |
|------------------|----------|-------|-------|----------|
| 平成 23 年度(2011 年) | 202      | 0     | 0     | 202      |
| 平成 24 年度(2012 年) | 4,520    | 0     | 0     | 4,520    |
| 平成 25 年度(2013 年) | 14,990   | 0     | 0     | 14,990   |
| 平成 26 年度(2014 年) | 22,520   | 0     | 0     | 22,520   |
| 平成 27 年度(2015 年) | 9,695    | 0     | 0     | 9,695    |
| 合計               | 51,927   | 0     | 0     | 51,927   |
| 平均               | 10,385.4 | 0     | 0     | 10,385.4 |

公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価（道路・橋りょう）

| 施設用途 | 更新年数 | 更新単価                      | 算定条件                             |
|------|------|---------------------------|----------------------------------|
| 道路   | 15 年 | 4,700 円/m <sup>2</sup>    | 15年に一度、全面的に舗装の打換を行うものとして算出       |
| 橋りょう | 60 年 | 425~500 千円/m <sup>2</sup> | 法定耐用年数より、構築年度から60年で全面更新するものとして算出 |

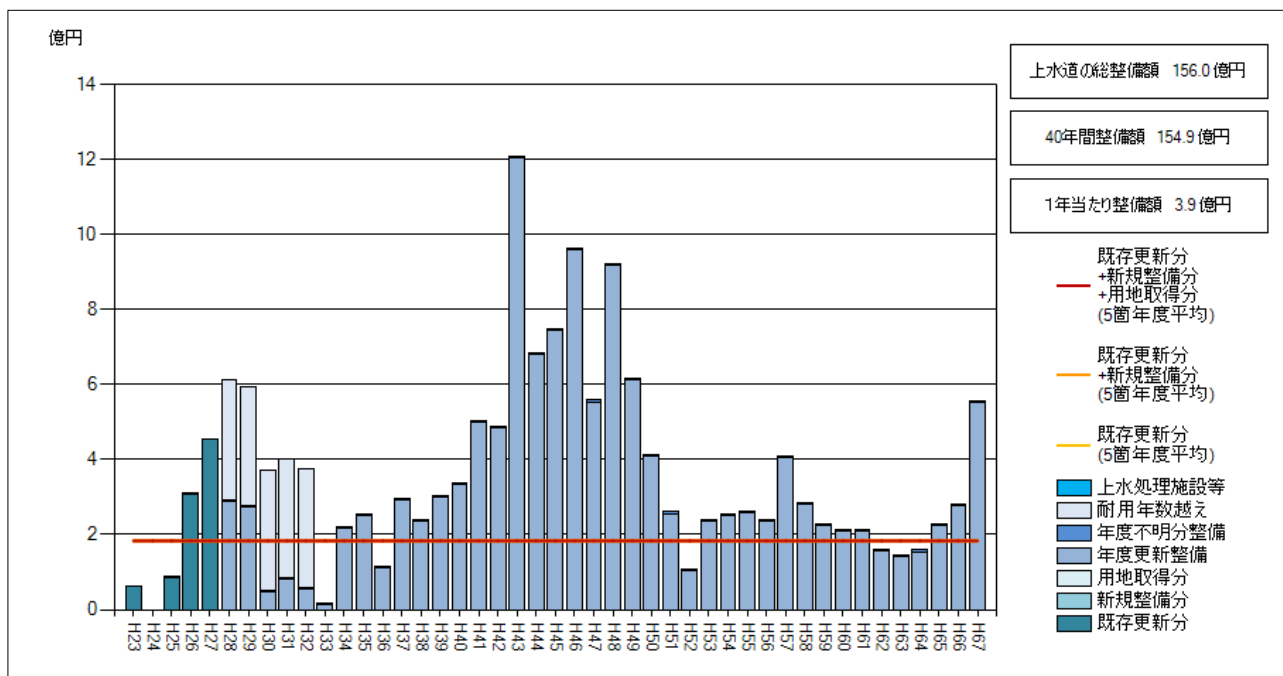
(3) 企業会計施設の更新費用の試算結果

上水道施設

■ 上水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で154.9億円（年平均3.9億円）かかることが分かりました。直近5力年の上水道にかかる投資的経費をみると年平均で約1.8億円であるため、今後、約2.2倍の費用がかかることになります。

上水道施設の更新費用

(※H31以降は、R1、R2・・・に読み替える。)



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

上水道施設の直近5力年の投資的経費

(単位：千円)

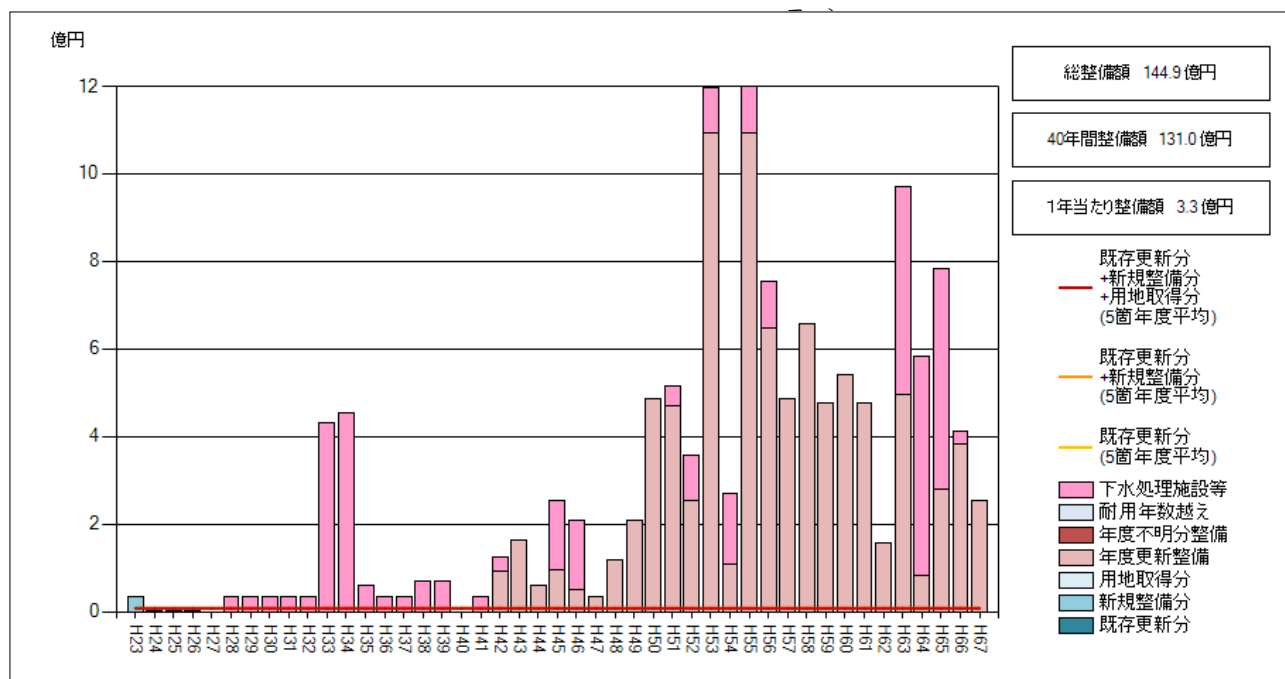
| 年度            | 既存更新分     | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計        |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|
| 平成23年度(2011年) | 63,052    | 0     | 0     | 63,052    |
| 平成24年度(2012年) | 0         | 0     | 0     | 0         |
| 平成25年度(2013年) | 88,931    | 0     | 964   | 89,895    |
| 平成26年度(2014年) | 311,905   | 0     | 829   | 312,734   |
| 平成27年度(2015年) | 452,730   | 0     | 0     | 452,730   |
| 合計            | 916,618   | 0     | 1,793 | 918,411   |
| 平均            | 183,323.6 | 0     | 358.6 | 183,682.2 |

下水道施設

■ 下水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で131.0億円（年平均3.3億円）かかることが分かりました。直近5カ年の下水道にかかる投資的経費をみると年平均で約800万円であるため、今後、約41.3倍の費用がかかることになります。

下水道施設の更新費用

(※H31以降は、R1、R2・・・に読み替え)



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

下水道施設の直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

| 年度               | 既存更新分 | 新規整備分   | 用地取得分 | 合計      |
|------------------|-------|---------|-------|---------|
| 平成 23 年度(2011 年) | 0     | 32,640  | 0     | 32,640  |
| 平成 24 年度(2012 年) | 0     | 2,131   | 0     | 2,131   |
| 平成 25 年度(2013 年) | 0     | 2,339   | 0     | 2,339   |
| 平成 26 年度(2014 年) | 0     | 3,218   | 0     | 3,218   |
| 平成 27 年度(2015 年) | 0     | 0       | 0     | 0       |
| 合計               | 0     | 40,328  | 0     | 40,328  |
| 平均               | 0     | 8,065.6 | 0     | 8,065.6 |

公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価（上下水道）

| 施設用途 | 更新年数 | 更新単価    |             |         |
|------|------|---------|-------------|---------|
|      |      | 管種      | 管径          | 単価      |
| 上水道  | 40年  | 導水管・送水管 | ～300mm      | 100千円/m |
|      |      |         | 300～500mm   | 114千円/m |
|      |      |         | 500～1000mm  | 161千円/m |
|      |      |         | 1000～1500mm | 345千円/m |
|      |      |         | 1500～2000mm | 742千円/m |
|      |      |         | 2000mm～     | 923千円/m |
|      |      | 配水管     | ～150mm      | 97千円/m  |
|      |      |         | 150～200mm   | 100千円/m |
|      |      |         | 200～250mm   | 103千円/m |
|      |      |         | 250～300mm   | 106千円/m |

| 施設用途 | 更新年数 | 更新単価        |         |
|------|------|-------------|---------|
|      |      | 管径          | 単価      |
| 下水道  | 50年  | ～250mm      | 61千円/m  |
|      |      | 251～500mm   | 116千円/m |
|      |      | 501～1000mm  | 295千円/m |
|      |      | 1001～2000mm | 749千円/m |

医療施設

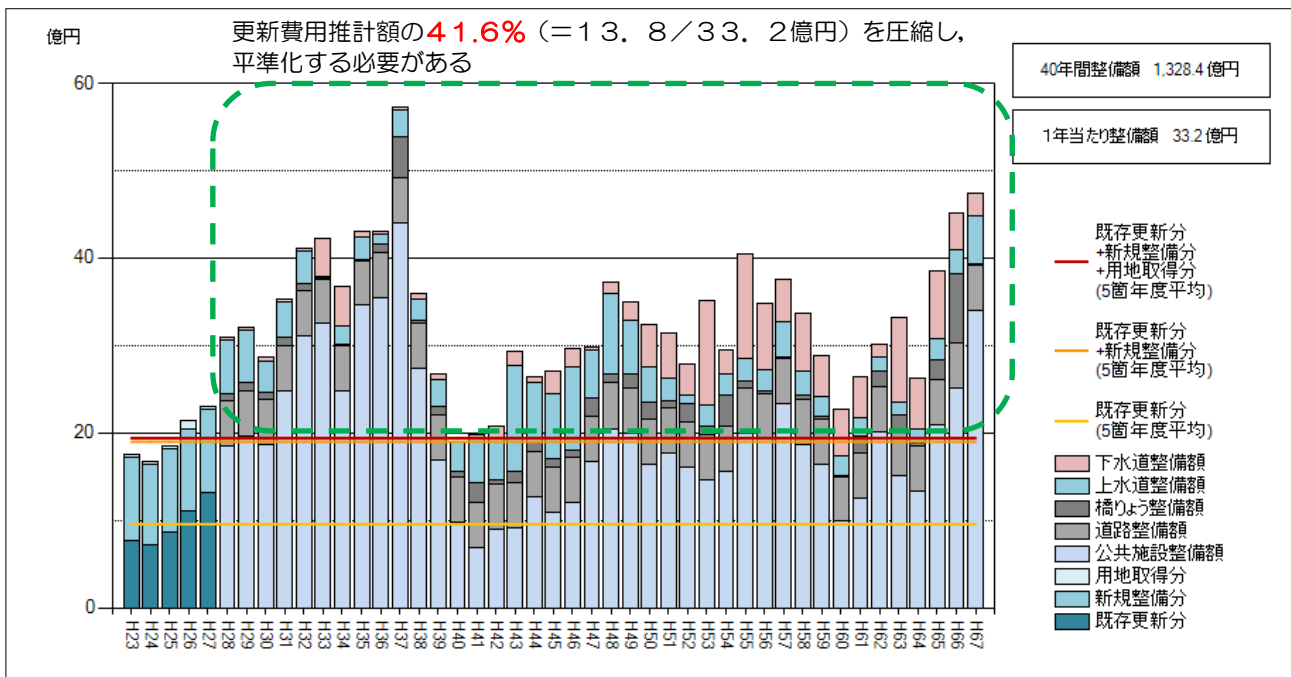
- 医療施設については附属施設を含め、構造、建築年次も様々で、総合医療センター西館更新、立体駐車場、医師住宅の更新など、新・増築が近年続いており、平成30年度決算の建物、構築物の減価償却費が約2.27億円であることから、今後、毎年これと同額程度の更新費用を積立てる必要があると考えられます。
- 公共施設等更新費用試算ソフトの条件である築30年後の大規模改修（更新費用の6割）、築60年後の建替えを、現状維持の状態で行う場合、今後40年間で1回の大規模改修を含め、概算で145.3億円（年平均3.6億円）が必要と推定されます。

(4) 公共施設全体の更新費用

- 建築系、土木系、企業会計（医療施設を除く）すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で1,328億円（年平均33億2千万円）かかることが分かりました。
- 過去5カ年の投資的経費の平均を確保可能な予算額とし、不足額を求めたところ、確保可能予算額が約19億4千万円になるため、年平均で13億8千万円不足することになります。
- このため、確保可能予算額の範囲で維持更新を行っていくためには、約41.6%（約13.8億円）のコストの抑制が必要となります。

公共施設全体の更新費用

(※H31以降は、R1、R2・・・に読み替える。)



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

公共施設とインフラ全体の投資的経費

|              |       | 建築系    | 土木系   | 上下水道  | 合計     |
|--------------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 更新費用(40年間平均) |       | 19.6億円 | 6.5億円 | 7.1億円 | 33.2億円 |
| 投資的経費        | 5カ年平均 | 15.2億円 | 2.3億円 | 1.9億円 | 19.4億円 |
| 不足額(年平均)     |       | 4.4億円  | 4.2億円 | 5.2億円 | 13.8億円 |

## 第4章

# 公共施設等の管理に関する基本方針

## 1 公共施設における現状と課題

### (1) 施設の老朽化

- 建築系公共施設のうち、大規模改修が必要とされる築30年を経過した建物が61.1%を占め、昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準で建築された施設は、全体の44.8%を占めています。
- 今後、老朽化した施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となりますが、築30年以上の建物が約6割あるため、大規模改修の費用が集中してかかることが予想されます。特に、学校施設や公営住宅は数量も多く、古い施設が多いため、改修や更新の時期が集中することが懸念されます。

### (2) 財政負担の平準化と更新費用の抑制

- 建築系、土木系、企業会計（医療施設を除く）すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で1,328億円（年平均33.2億円）かかることが分かりました。過去の投資的経費と比較した場合、毎年13.8億円不足することになるため、将来の人口や財政の規模にあった公共施設の適正化（適正量、適正配置）を行い、維持管理費用や更新費用等の削減を図る必要があります。

### (3) 市民ニーズの変化

- 市の人口は減少傾向にあり、年少人口と生産年齢人口は、減少を続けています。老年人口も増加していますが、令和2年度以降は減少に転じることが予測されています。人口構成の変化や多様化する市民ニーズに応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。
- 医療施設、観光施設や保養施設等のように市外からの利用者も多数あるものについては、市内だけでなく周辺市町村を含めた利用圏内の住民ニーズ、関係する他機関との連携も考慮しながら、施設のあり方を考えていく必要があります。

## 2 公共施設等の管理に関する目標

### 全体の目標

- 公共施設等の更新費用推計結果により、過去の投資的経費と比較すると年平均13.8億円の不足が発生することが予測されています。建築系公共施設、インフラ系公共施設のそれぞれについて次に掲げる取組みを実施し、更新費用を今後40年間で、42%圧縮します。

### 建築系公共施設の目標

#### (1) 新規整備は原則として行わない

- 中長期的に市民ニーズが見込まれ今後も必要となる施設については、長寿命化・維持補修などを適正に行うなど、既存施設の有効活用を図り、新規整備は極力控える。
- 新規整備が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果、人口比率の変化を考慮し施設の規模などを検討する。

#### (2) 施設を更新（建替え）する場合は複合施設を検討する

- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた施設や土地は、活用・処分を検討する。

#### (3) 施設総量（総床面積）を縮減する

- 市民ニーズに対して供給過多となっている施設、用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室等）については、統合・整理を検討する。
- 稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

#### (4) 施設の維持管理コスト、運営コストを縮減する

- 施設管理の在り方を見直し、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

#### (5) 更新費用の縮減と平準化を図る

- 予防保全的な対策や長寿命化を図る取組みを効果的に実施し、更新費用の縮減および平準化に努める。

### インフラ系公共施設の目標

#### (1) 更新費用の縮減と平準化を図る

- 予防保全的な対策や長寿命化を図る取組みを効果的に実施し、更新費用の縮減および平準化に努める。

### 3 公共施設等の維持管理方針

#### (1) 点検・診断等の実施方針

- 建物を安全で快適な状態で使っていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行います。
- 個々の施設の保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。経年的な施設の状況を把握するため、定期的に診断を行い、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取組みを進めます。これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルコストを縮減します。
- 市民ニーズに対して供給過多となっている施設、用途や機能が重複している施設については、統合・廃止を速やかに検討し、方針が決定するまでの間は安全上必要となる最低限の維持管理を原則としつつ、現に施設を利用している市民が不利益を被ることのないよう、維持管理の内容は実態に応じて判断します。
- 更新・改修については、(6) 統合や廃止の推進方針と整合性を図り実施します。

#### (3) 安全確保の実施方針

- 危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。
- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

#### (4) 耐震化の実施方針

- 公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。「水俣市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。計画の対象にない、その他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組むこととします。

#### (5) 長寿命化の実施方針

- 建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めるとともに、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組みます。

- 大規模改修工事を実施した場合、建替え周期を60年とし、躯体の健全性の詳細調査を随時実施して、可能な建物は、80年までの長期使用を検討します。

#### (6) 統合や廃止の推進方針

- 老朽化した施設や、市民ニーズに対して供給過多となっているなど利用状況等から必要性が認められない施設については、市民に状況を十分に説明した上で、廃止・除却を行います。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討します。
- 市民ニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することで、既存施設の更新費の抑制を図ります。また、有償での売却や貸付けを行うなど、有効に活用します。

#### (7) インフラ系公共施設の維持管理方針

- 道路、橋りょう、上水道、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえ、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。
- 維持管理方針、管理水準については、施設の状況、財政状況等に応じ、適宜見直しを行います。
- 定期的な点検により劣化状況等の把握を行い、点検で収集したデータについては蓄積し管理します。
- 点検結果に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定します。

#### (8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 年齢、性別、障害の有無等に関係なく、誰もが安全、安心で、快適に利用できる公共施設等を整備するため、各施設の改修や更新の際、可能な限りユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

#### (9) 脱炭素化の推進方針

- 脱炭素社会実現のため、水俣市地球温暖化対策推進実行計画に基づき太陽光発電設備等の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器導入による消費エネルギーの省力化、高断熱ガラス、二重サッシ等の導入による効率化など、公共建築物における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

#### (10) 国等が管理する施設との連携

- 国、熊本県、広域行政事務組合、近隣市町村等（以下「国等」と略します。）が管理する公共施設等と本市の公共施設等が、機能や運用の面で競合する場合、施設の集約化、運用の合理化が可能な検討を行います。また、各施設が相互に連携することで、機能強化が図られる場合は、連携の強化を行っていきます。

- 国等が本市内又は近隣地に各公共施設等を整備する際は、これと連携することにより、本市も効率的、効果的な公共施設等の整備が行うことができないか、また、既存施設等の機能強化ができないかを検討します。
- 本市が各公共施設等を整備する際は、国等に関係施設の整備を打診する等、効果的な事業展開に係る工夫を図ります。

(11) PPP／PFIの検討

- 各施設の更新、改修、その他運営効率化を進められると判断される機会には、民間の技術、資金等の活用が有効な場合もあることから、本市の公共施設等としての目的、役割を精査した上で、PPP（官民連携事業）／PFI（民間資金等活用事業）も選択肢の1つとして検討を試みます。

## 第5章

### 施設類型ごとの基本方針

## 1 建築系公共施設

### ①維持管理の基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

#### (1) 施設数に関する基本的な考え方

- 施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、市の財政状況、及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。
- 施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸付け、除却等について検討します。

#### (2) 施設保全に関する基本的な考え方

- 施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。
- 特に、人が常駐する施設や子どもが集まる施設等で、耐震診断も済んでいない施設は、耐震診断を実施します。耐震性能が不足している場合は、耐震化を図り、利用者の安全確保に努めます。耐震化を行うにあたっては、耐用年数経過後の利用需要を考慮し、耐震化と合わせて長寿命化を行うか、耐用年数経過後に、建替えや統廃合、他施設への機能移転などを行うか検討します。

#### (3) コストに関する基本的な考え方

- 老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。
- 光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

## ②学校施設に関する基本方針

学校施設に関しては、以下のような基本的な考えのもとに維持管理を行います。

### (1) 施設数に関する基本的な考え方

- 本市の児童生徒数は、現在の小学校7校、中学校4校となった平成23年度から大きく減少しており、足元の出生数も鑑みると、令和6年度の新生児が小学校に入学する令和13年度時点の小学校児童数は約630名、中学校生徒数は約460名程度になると見込まれます。

これを文部科学省が示している学校数の適正規模（1校あたり12～18学級）に機械的にあてはめた場合、本市では小学校、中学校ともに各1校で適正規模となりますが、市として目指す教育のあり方や市独自の特殊事情、防災、地域共生、財政状況とのバランスその他の事情も併せて考慮しながら、本市に必要な学校施設を検討します。

### (2) 施設保全に関する基本的な考え方

- 既存の学校施設については、本市に必要な学校施設及び施設の統廃合に係る方針を決定するまでの間、安全上必要となる最低限の維持管理を原則としつつ、現に学校に通っている児童・生徒が教育上の不利益を被ることのないよう、維持管理の内容は実態に応じて判断します。

## ③スポーツ施設に関する基本方針

スポーツ施設に関しては、以下のような基本的な考えのもとに維持管理を行います。

### (1) 施設数に関する基本的な考え方

- 本市の第6次水俣市総合計画では、地域のスポーツ振興及びスポーツを通じた地域経済の活性化等の目標を掲げており、スポーツ施設の利活用を推進していますが、利活用が進み稼働率が高く推移する施設と、ほとんど使用されていない施設とで差が顕著になっています。上記の目標の達成に向けて必要となる施設や設備を見定め重点化するため、稼働率の低い施設を中心に統廃合を検討します。

### (2) 施設保全に関する基本的な考え方

- 既存施設のうち稼働率が著しく低い施設については、スポーツ施設の統廃合に係る方針を決定するまでの間、安全上必要となる最低限の維持管理を原則としつつ、現

在の利用実態に鑑み、他の施設での代替が困難である等の場合には、維持管理の内容は実態に応じて判断します。

#### ④公営住宅に関する基本方針

公営住宅に関しては、以下のような基本的な考えのもとに維持管理を行います。

##### (1) 施設数に関する基本的な考え方

- 公営住宅については、人口減少を踏まえ、施設の老朽化を機として施設数の計画的な縮減を進めています。足元においても引き続き人口が減少する見込みであることから、今後も引き続き計画的な縮減・用途廃止に取り組みます。

##### (2) 施設保全に関する基本的な考え方

- 本市が管理する公営住宅のうち、現時点で耐用年限を超過している住宅は378戸（約46%）ありますが、予防保全的な修繕・改善を行うことで建物の構造や耐火性等の躯体の安全性を確保し、既存ストックを長く使用することを原則とします。

#### ⑤新庁舎建設に関する基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、新庁舎の建設を行いました。

- 水俣市役所の本館及び別館は、平成28年の熊本地震により庁舎が被災し、安全性の確保が困難となり、建替えざるを得なくなったことから、平成31年・令和元年に旧庁舎本館、別館の解体を行いました。建設工事は、令和2年4月から着工し、令和3年11月に竣工、同年12月から新庁舎で業務を開始しました。
- 新庁舎は、市民の安全・安心を確保するための防災の拠点とします。

新庁舎建設では、これまで分散していた市役所業務を集約化し、市民の利便性を確保しました。さらに、環境に配慮し、自然と共生したまちづくりの拠点として整備しました。

##### ■ 新庁舎の基本方針

- ・ 災害に対する安全性の確保
- ・ 市民サービスの向上

- 誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎
  - 維持管理しやすい庁舎
  - 環境への配慮
- 新庁舎については、従来からある本館の組織に、別館（土木課、都市計画課、下水道課、水道局）及び新館（総務課情報政策室（電算）、教育委員会教育総務課・生涯学習課、監査事務局）の組織を加えるとともに、秋葉会館の機能（会議室）を集約しました。
- 新館及び秋葉会館については、新庁舎建設後、令和4年から順次解体のうえ、建設工事に着手し、倉庫棟及び駐車場として整備し、令和5年度から運用を行っています。
- 新庁舎の設計に当たっては、機能性・経済性を重視し、ライフサイクルコストの低減を図りました。
- 新庁舎は、建設から当面は、小規模な回収や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。今後、適切に維持保全しながら運用・管理していきます。

| 施設名  | 被災前  | 庁舎建設後  |
|------|--|--|
| 本館   | 市役所機能<br>（政策推進課、危機管理防災課、総務課総務係・行政係・地域振興室・情報政策室（広報・統計）、財政課、税務課、市民課、環境課、福祉課、経済観光課、農林水産課、会計課、選挙管理委員会、農業委員会、議会事務局） | 市役所機能<br>（市長公室、危機管理防災課、総務課総務係・行政係・情報政策室（広報・統計・電算）、地域振興課、財政課、税務課、市民課、環境課、福祉課、観光スポーツ戦略課、経済振興課、農林水産課、会計課、選挙管理委員会、農業委員会、議会事務局、土木課、都市計画課、上下水道局、教育委員会教育課（学校教育室・生涯学習室）、監査事務局） |
| 別館   | 市役所機能<br>（土木課、都市計画課、下水道課、水道局）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 倉庫棟</li> <li>• 駐車場</li> </ul>   |
| 新館   | 市役所機能<br>（総務課情報政策室（電算）、教育委員会教育総務課・生涯学習課、監査事務局）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 倉庫棟</li> <li>• 駐車場</li> </ul>   |
| 秋葉会館 | 会議室  |  |

## 2 土木系公共施設

### ①道路に関する基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

#### 【市道】

- 構造物（舗装、道路付属物等）毎に、定期的に点検・診断を実施する。
- 舗装については、舗装の健全度、FWDたわみ量、ひび割れ率等の管理指標を把握し、舗装の性能、サービス水準に応じて設定した管理目標（健全度MC I 3. 5、たわみ量より残存等値換算厚、ひび割れ率40%）を下回る路線や区間を抽出して、最も効率的な維持補修計画を策定する。
- 道路土工・構造物については、遠方目視点検を実施する。修繕を必要とする構造物については、近接目視点検をおこない修繕工法を選定する。
- 道路の計画的な施設管理を行うため、市が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

## ②橋りょうに関する基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

- 橋の安全性を確実に保持するために、従来の損傷・劣化が大きくなってから対応する事後保全型から、傷みの小さいうちからこまめな対策を実施する予防保全型へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図る。
  - 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、適切な管理を行うことで安全・安心な生活の確保を図る。
  - 損傷が小さいうちから計画的に修繕を行うことにより、大きな修繕や架け替えを減らしコスト縮減と橋梁の長寿命化を図る。
  - 5年毎の定期点検（近接目視）の実施により橋梁の健全度を見直し、補修計画を必要に応じて改定する。また計画書の内容が、国の示す点検要領の改訂及び施策等により適切ではないと判断される場合は、橋梁長寿命化修繕計画を改定する。
  - 橋梁の点検は、通常点検、定期点検、詳細点検、異常時点検の4つに分けて実施する。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に橋梁が良好な状態に保てるようにする。
- 点検手法は、
    - 水俣市橋梁点検マニュアル
    - 水俣市橋梁点検現場作業手順
    - 熊本県橋梁点検マニュアル
    - 橋梁定期点検要領等に基づいて実施する。

### 3 企業会計施設

#### ①上水道施設に関する基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

##### 【施設】

- 予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努める。
- 施設毎の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図る。

##### 【管路】

- 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施する。
- 管路の計画的な施設管理を行うため、市が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

#### ②下水道施設に関する基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

##### 【施設】

- 予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努める。
- 施設毎の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図る。

##### 【管路】

- 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施する。
- 管路の計画的な施設管理を行うため、市が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

### ③医療施設に関する基本方針

「1 建築系公共施設」の維持管理の基本方針も念頭に、地域の中核的医療機関として求められる機能が十分に発揮されるよう維持管理を行います。

- 修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努める。
- 医療機関としての重要度を考慮し、利用者の安全確保を第一に、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図る。
- 患者数の推移、経営状態等を注視し、診療圏内の病院、診療所との連携等についても検討しながら、施設更新、維持管理のあり方を検討する。
- 光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討し、経費節減に努め、清掃等の施設保全に係る経費についても、より効率的な方法がないか検討する。

(参考) 過去の実績等

■ 公共施設保有量の推移と期中変動内訳

| 年度             |               | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公共施設保有量<br>(㎡) |               | 175,383 | 172,063 | 171,475 | 178,370 | 179,988 | 179,598 | 180,606 |
| 期中変動内訳         | 新規整備等<br>(㎡)  | 377     | 544     | 0       | 6,901   | 1,737   | 0       | 1,118   |
|                | 廃止・譲渡等<br>(㎡) | △41     | △3,874  | △588    | △6      | △119    | △390    | △110    |

※公共施設保有量・・公共施設状況調査（総務省）より行政財産・建物の延べ床面積の合計値を計上。

■ 1人当たり公共施設保有量の推移

| 年度                       | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 住民基本台帳人口<br>(人)          | 24,705  | 24,275  | 23,756  | 23,246  | 22,709  | 22,133  | 21,639  |
| 公共施設保有量<br>(㎡)           | 175,383 | 172,063 | 171,593 | 178,608 | 179,988 | 179,598 | 180,606 |
| 1人当公共施設<br>保有量 (㎡/<br>人) | 7.10    | 7.09    | 7.22    | 7.68    | 7.93    | 8.11    | 8.35    |

■ 有形固定資産減価償却率の推移

| 年度                                   | H30            | R1             | R2             | R3             | R4             | R5             | R6                     |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 有形固定資産                               | 45,271         | 46,516         | 48,476         | 52,286         | 52,837         | 53,461         | 54,037                 |
| 減価償却累計額                              | 29,037         | 29,894         | 30,833         | 30,736         | 31,823         | 32,930         | 33,965                 |
| 有形固定資産減<br>価償却率 (%)<br>(類似団体平均<br>値) | 64.1<br>(61.8) | 64.3<br>(61.4) | 63.6<br>(62.6) | 58.8<br>(62.8) | 60.2<br>(64.0) | 61.6<br>(64.6) | 62.9<br>(現時点で<br>は未公表) |

※上記の有形固定資産は、土地等の非償却資産を含まず、これまでの減価償却累計額を含んだ額。

※有形固定資産減価償却率・・地方公共団体の資産の老朽化を表す指標（上記の有形固定資産のうち減価償却が完了した部分の割合）。

(改訂履歴 平成29年3月計画策定)

1 平成31年3月改訂(一部改訂)

- ・第5章「Ⅰ 建築系公共施設」に「2. 新庁舎建設に関する基本方針」を追加。

2 令和2年3月改訂(一部改訂)

- ・第3章「1 対象施設」の表中「企業会計施設」に「医療施設」を追加。
- ・第3章「2 施設の現状」の「(3) 企業会計施設」に「③ 医療」を追加。
- ・第3章「3 将来の更新費用の見通し」の「(3) 企業会計施設の更新費用の資産結果」に「医療施設」を追加。
- ・第4章「1 公共施設における現状と課題」に医療施設等の記述を追加。
- ・第4章「3 公共施設等の維持管理方針」に、「(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針」、「(9) 国等が管理する施設との連携」及び「(10) PPP/PFIの検討」を追加。
- ・第5章「Ⅲ 企業会計施設」に「3. 医療施設」を追加。

3 令和4年3月改訂(一部改訂)

- ・第3章「1 対象施設」の表を、現在の施設運営状況にあわせて変更。
- ・巻末に参考指標として「過去の実績等」を追加。

4 令和6年3月改訂(一部改訂)

- ・現行計画への新規追加(総務省通知に基づく記載必須事項を追加)  
脱炭素化の推進方針(30頁)
- ・第3章「1 対象施設」の表を、現在の施設運営状況にあわせて変更。
- ・第3章「2 施設の現状」の主要施設建築年度に新庁舎を追加。
- ・第5章「Ⅰ 建築系公共施設 2 新庁舎建設に関する基本方針」を更新。
- ・巻末の参考指標「過去の実績等」を更新。

5 令和8年4月改訂(一部改訂)

- ・第2章「3 計画期間」を上位計画である「水俣市総合計画」の改定時期と合わせるため変更

- 第4章「2 公共施設等の管理に関する目標」の「建築系公共施設の目標」に文言を追加
- 第4章「3 公共施設等の維持管理方針（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針」に実施方針を1項目追加
- 第4章「3 公共施設等の維持管理方針（6）統合や廃止の推進方針」に文言を追加
- 第5章「1 建築系公共施設」に「②学校施設に関する基本方針」、「③スポーツ施設に関する基本方針」、「④公営住宅に関する基本方針」を追加し、「新庁舎建設に関する基本方針」を更新
- 巻末の参考指標「過去の実績等」を修正・更新

# 水俣市公共施設等総合管理計画

(令和8年4月改訂版)

編集：水俣市財政課

〒867-8555 熊本県水俣市陣内一丁目1番1号

TEL 0966-63-1111

URL <http://www.city.minamata.lg.jp/>